

作成日 2025 年 5 月 16 日
(最終更新日 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-298

課題名 : 医療従事者の被ばく線量の影響因子の調査

1. 研究の対象

2018年4月から2028年3月の間に放射線検査を施行した医療従事者（医師、診療放射線技師、看護師等）およびその放射線検査を受けられた患者さん

2. 研究期間

2025年7月（研究実施許可日）～2028年3月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 8 月 1 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

被ばく線量の比較的高い放射線検査（X 線透視ガイド下手技、病棟回診撮影、救急撮影、整形外科領域等）を行う医療従事者を対象に、個人線量計の測定値および患者データを後ろ向きに調査する。これに加えて、放射線防護具の使用状況も含めて一検査ごとに前向きに調査し、被ばく線量に関与する因子を明らかにする。

5. 研究方法

- ・ 2018 年 4 月から 2028 年 3 月までの期間に東北大学病院よりオーダーされた放射線検査（X 線透視ガイド下手技、病棟回診撮影、救急撮影、整形外科領域等）を研究対象とする。
- ・ 放射線検査を行う医療従事者（医師、診療放射線技師、看護師等）の被ばく線量を、通常診療で着用している個人線量計より抽出する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量は、東北大学病院放射線管理室の許可を得て、同室が管理している個人線量データより研究責任者である石井が収集する。
- ・ 研究対象の医療従事者が行った検査について、その患者データ（年齢、身長、体重、線量等）を抽出し、医療従事者の被ばく線量との相関を調査する。
- ・ 患者データは、電子カルテ閲覧権限を有する研究責任者である石井が収集する。
- ・ 医療従事者が行った検査と患者情報を結び付けた後に、研究対象者のデータから氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等を削り、代わりに新しく研究用の ID をつけて加工（コード化）を行う。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 医療従事者の個人線量等、患者の年齢、身長、体重、線量等

試料 : 該当なし

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

利益相反なし

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名： 東北大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線検査学分野
林 潤子

住 所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

連絡先：022-717-7943

研究責任者：東北大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線検査学分野（東北大学病院診療技術部放射線部門） 石井 浩生

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合